

令和2年5月26日

保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部

幼児保育課長 横山 尚人

緊急事態宣言解除等に伴う保育園の運営について

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、多くの方にお子さまをご自宅で保育していただいたことに、深く感謝申し上げます。

本区では、区内認可保育所等の運営については、6月30日まで「臨時休園」及び「緊急特別保育」の取扱いとしておりましたが、この度、国の緊急事態宣言の解除及び都の休業要請等の緩和措置が実施されたことを踏まえ、臨時休園の期間を短縮することといたしましたのでお知らせいたします。

しかしながら、感染のリスクがなくなったわけではなく、また感染拡大の防止に必要とされる「新しい生活様式」は、保育園の環境では達成し難い状況であることを踏まえ、区では引き続き園の集団形成は極力縮小すべきと考えております。つきましては、感染拡大防止のためにご家庭での保育にご協力いただける場合は、登園を控えていただき、お子さまやご家族の皆さま、そして園の職員を感染からお守りくださるよう、引き続きお願い申し上げます。

記

1 今後の保育園の運営について

◎6月1日（月）から、保育園等の運営を、原則開所とします。しかし、感染拡大防止のため、6月30日（火）まで「家庭保育の協力要請」期間といたしますので、仕事をお休みできる方や、産休・育休等、ご家庭での保育が可能な場合は、登園をお控えください。なお、「家庭保育の協力要請」は国の緊急事態宣言や都の休業要請緩和措置等の状況によって期間を変更する場合があります。

◎5月31日（日）までは引き続き「臨時休園」となります。臨時休園期間の短縮に伴い、再度勤務先との調整や必要な準備がある方もいらっしゃるかと存じますので、大変恐縮ですが、この間にご対応くださいますようお願いいたします。引き続き休園が可能なご家庭については、ご家庭での保育のご協力をお願いいたします。

◎家庭保育の協力要請については、お勤め先企業に向けた文京区長からの文書を区ホームページに掲載しますので、ご活用ください。

2 5月31日(日)までの保育園の運営について

引き続き「臨時休園」を継続し、保育が必要なご家庭については「緊急特別保育」により保育を実施いたします。なお、緊急事態宣言の解除を受け、緊急特別保育の届出書の提出は不要としますので、登園日に変更のある場合は、お通いの園に事前にお伝えいただいた上で登園していただきますようお願いいたします。

3 登園にあたって

◎保育園は濃厚接触の場です。園では感染リスクを下げるため、出来る限りの対策はしておりますが、子どもたちを2メートルずつ離して遊ばせることは出来ず、くしゃみや鼻水、涙などが誰からも出ない日はなく、子どものマスク着用は、触る、外す、落とす、再びつけるなど、むしろ感染リスクが高まる状況となります。そのような環境の中で新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、接触する機会を少なくすることが有効と考えますので、区では6月を「家庭保育の協力要請」期間とし、引き続き登園を控えていただき「家にいること」のご協力をお願いいたします。

◎家庭保育の協力については、1日単位だけでなく、保育時間の短縮によるご協力も大変ありがたく、お早いお迎えなどにより、少しでも集団を縮小することが出来れば、感染拡大のリスクは低減するものと考えます。ご対応が可能な範囲を、ぜひ園にお知らせいただき、保育時間の短縮にご協力ください。なお、「家庭保育の協力要請」期間については引き続き基本保育料の日割り還付を実施いたします。こちらは1日単位となりますが、お休みいただいた日数に応じて還付いたします。

◎登園の際には、次のことについてご対応をお願いいたします。

・登園前にお子さんの体温を測定し、発熱や呼吸器症状がある場合は園にお知らせの上、お休みください。(職員も出勤前の検温を行い、同様の対応をいたします。)

※前日等に発熱や呼吸器症状が認められた場合は、解熱後24時間以上経過し、症状が改善傾向となるまでは登園できません。

・お子さんの登園時及び保護者の方の登降園の際には、手洗い等にご協力ください。

・保護者の方にはマスクを着用していただき、登降園時等で人が滞留しないようご協力ください。

・保護者参加の行事等は当面の間、中止・縮小いたします。お子さんだけの園内行事についても感染リスクを低減させた対応となります。

・その他、園の感染対策にご協力をお願いします。

なお、園で感染症が発生した場合は、臨時休園となります。

4 その他

- ◎ご家庭での子育てについてご不安や心配なこと、困りごとなどがありましたら、どうぞ抱え込まずに園または以下の相談先にご相談ください。
- ◎ご提出いただいた「緊急特別保育についての届出書(5,6月)」については、修正や再提出の必要はありません。今後の登園日の変更や登園の有無については直接園にお伝えください。(日割り還付の対象となる日数については、区から園に確認いたします。)
- ◎還付に当たっては月ごとに「還付請求書」の提出が必要となります。こちらは以前ご案内した内容から変更はございません。
- ◎育児休業から職場復帰する方の在園資格は8月まで保障する(9月中の職場復帰)こと、また求職活動中の方の就労開始は3か月の期限を必要に応じて9月まで延長すること、合わせて在園中の方が新型コロナウイルス感染症によって失業や離職等となった場合の3か月の再就職の期限についても必要に応じて9月まで延長することについては、この度の臨時休園の解除に伴う変更はございません。
- ◎新型コロナウイルス感染症による休園については、2か月の休園期間の上限は適用いたしません。
- ◎国が緊急事態宣言を出した場合や、都が緩和措置等の変更を行った場合は、今回の取扱いを変更する場合があります。

○お勤め先企業に向けて(ホーム>子育て・教育>子育て>新型コロナウイルス感染症に伴う保育施設の運営等について(5月26日時点)「保護者の勤務先企業、事業者の皆さまへ」)
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/hoikushisetsuunnei.html#kigyoyou>

【相談先】 ○電話相談(平日午前8時30分から午後5時まで)

健康、育児(栄養、歯科)	保健サービスセンター	03-5803-1807
	保健サービスセンター本郷支所	03-3821-5106
ご家庭での子育ての不安や心配ごと	子ども家庭支援センター	03-5803-1109

5 お問い合わせ

- ◎区立保育園に関すること
子ども家庭部幼児保育課 幼児保育係(電話 03-5803-1189)
- ◎私立保育園に関すること
子ども家庭部幼児保育課 保育施設指導担当(電話 03-5803-1845)
- ◎基本保育料還付(返金)、在園資格に関すること
子ども家庭部幼児保育課 入園相談係(電話 03-5803-1190)